

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成14年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出す
る。

目 次

はじめに	1
管理を命ずる処分等の状況	
1. 石川銀行	
(1) 経緯	1
(2) 平成14年4月1日以降に行われた諸措置	2
(3) 石川銀行の営業譲渡に向けての現状	2
2. 中部銀行	
(1) 経緯	2
(2) 平成14年4月1日以降に行われた諸措置	3
(3) 中部銀行の営業譲渡に向けての現状	3
3. 協同組織金融機関	4
4. その他	
(1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り	6
(2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況	6
預金保険機構による主な資金援助等の実施状況等	
1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	

(1) 金銭の贈与	7
(2) 資産の買取り	7
(3) 優先株式等の引受け等	8

2 . 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定	8
(2) 特例業務勘定	9
(3) 金融再生勘定	9
(4) 金融機能早期健全化勘定	10

参考

公的資本増強行に対する取組

1 . 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ	11
2 . 経営健全化計画の見直しについて	11

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成14年12月

はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について本年4月1日以降9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところであるが、本年4月1日以降、預金保険の適用が、流動性預金を除き原則に戻り、元本1000万円までとその利息に移行している中で、今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

管理を命ずる処分等の状況

1. 石川銀行

(1) 経緯

石川銀行については、平成14年3月31日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成13年12月28日）〔参考 - 1 - 1〕、〔参考 - 1 - 2〕
- ・ 日本承継銀行との営業譲渡契約書の締結及び日本承継銀行が石川銀行の営業の譲受け等を行うべき旨の決定（平成14年3月28日）〔参考 - 1 - 3〕、〔参考 - 1 - 4〕

(2) 平成14年4月1日以降に行われた諸措置

平成14年4月18日、預金保険法第80条の規定に基づき、石川銀行の金融整理管財人より金融庁に対して、同行の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画が提出された。

(注) 石川銀行の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画については〔参考 - 1 - 5〕参照。

旧経営陣の責任追及に関しては、預金保険法第83条は金融整理管財人に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないとしている。

石川銀行においては当該規定を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴等の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

(3) 石川銀行の営業譲渡に向けての現状

石川銀行の譲渡先については、平成14年3月28日に日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結されている。

日本承継銀行からの再承継先(最終的な受皿金融機関)については、関係者において引続き早期確保に向けた努力が継続されているところであり、複数の地元金融機関と守秘義務契約を締結した上で譲渡に関する説明等が行われているところである。

2. 中部銀行

(1) 経緯

中部銀行については、平成14年3月31日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成14年3月8日）〔参考 - 2 - 1〕、〔参考 - 2 - 2〕
- ・ 日本承継銀行との営業譲渡契約書の締結及び日本承継銀行が中部銀行の営業の譲受け等を行うべき旨の決定（平成14年3月28日）〔参考 - 2 - 3〕、〔参考 - 2 - 4〕

(2) 平成14年4月1日以降に行われた諸措置

平成14年5月20日、預金保険法第80条の規定に基づき、中部銀行の金融整理管財人より金融庁に対して、同行の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画が提出された。

（注）中部銀行の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画については〔参考 - 2 - 5〕参照。

旧経営陣の責任追及に関しては、預金保険法第83条は金融整理管財人に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないとしている。

中部銀行においては当該規定を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴等の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

(3) 中部銀行の営業譲渡に向けての現状

中部銀行の譲渡先については、平成14年3月28日に日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結されている。

日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）については、関係者において引続き早期確保に向けた努力が継続されているところであり、複数の地元金融機関等と守秘義務契約を締結した上で譲渡に関する説明等が行われているところである。

3 . 協同組織金融機関

被管理協同組織金融機関については、平成14年3月31日までの間に、8信用金庫及び34信用組合について既に事業譲渡等が行われ、管理を命ずる処分の取消しが行われていた。

平成14年4月1日以降9月30日までの間では、以下の6信用金庫及び38信用組合について、それぞれ事業譲渡が行われ、同日、管理を命ずる処分の取消しが行われた。

- ・東京商銀信用組合（平成14年4月15日 信用組合北東商銀）
- ・だいしん信用組合（平成14年4月22日 北陸信用金庫、金沢信用金庫）
- ・大栄信用組合（平成14年4月30日 共立信用組合）
- ・旭川商工信用組合（平成14年5月7日 北央信用組合）
- ・加賀信用組合（平成14年5月13日 北國銀行）
- ・信用組合福岡商銀（平成14年5月20日 熊本商銀信用組合）
- ・神栄信用金庫（平成14年5月20日 日新信用金庫）
- ・三栄信用組合（平成14年5月27日 大東京信用組合）
- ・信用組合京都商銀（平成14年5月27日 近畿産業信用組合、整理回収機構）
- ・松島炭鉱信用組合（平成14年5月27日 長崎三菱信用組合）
- ・長島信用金庫（平成14年6月3日 紀北信用金庫）
- ・東京富士信用組合（平成14年6月10日 共立信用組合）
- ・佐伯信用金庫（平成14年6月10日 大分信用金庫）
- ・相互信用金庫（平成14年6月10日 大阪信用金庫）
- ・宮城県中央信用組合（平成14年6月17日 仙台信用金庫、宮城第一信用金庫）
- ・信用組合関西興銀（平成14年6月17日 近畿産業信用組合、整理回収機構）
- ・都民信用組合（平成14年6月17日 荒川信用金庫、日興信用金庫、西京信用金庫、第一勸業信用組合）
- ・池袋信用組合（平成14年6月17日 東京三協信用金庫）
- ・船橋信用金庫（平成14年6月17日 東京東信用金庫）
- ・紀南信用組合（平成14年6月17日 新宮信用金庫）
- ・馬頭信用組合（平成14年6月24日 那須信用組合）

- ・ 栃木県中央信用組合（平成14年6月24日 栃木銀行）
- ・ 小川信用組合（平成14年6月24日 那須信用組合）
- ・ 黒磯信用組合（平成14年6月24日 那須信用組合）
- ・ 千葉商銀信用組合（平成14年6月24日 横浜商銀信用組合）
- ・ 網走信用組合（平成14年7月8日 釧路信用組合）
- ・ 岩手信用組合（平成14年7月8日 気仙沼信用金庫）
- ・ 東京食品信用組合（平成14年7月8日 西京信用金庫、朝日信用金庫、東京産業信用金庫、興産信用金庫）
- ・ 岡山県信用組合（平成14年7月8日 トマト銀行）
- ・ 東京信用組合（平成14年7月15日 東京スター銀行）
- ・ 第三信用組合（平成14年7月15日 興産信用金庫、大東京信用組合）
- ・ 島原信用組合（平成14年7月15日 たちばな信用金庫）
- ・ 両筑信用組合（平成14年7月15日 筑後信用金庫）
- ・ 大分商銀信用組合（平成14年7月15日 九州幸銀信用組合）
- ・ 東京中央信用組合（平成14年7月22日 東京スター銀行）
- ・ 秋田県中央信用組合（平成14年7月22日 秋田信用金庫）
- ・ 石川たばこ信用組合（平成14年7月22日 北國銀行）
- ・ 上田商工信用組合（平成14年8月5日 八十二銀行、長野信用金庫、上田信用金庫、長野県信用組合、美駒信用組合）
- ・ 朝銀近畿信用組合（平成14年8月12日 ミレ信用組合、京滋信用組合、兵庫ひまわり信用組合、整理回収機構）
- ・ 厚木信用組合（平成14年8月12日 平塚信用金庫）
- ・ 暁信用組合（平成14年8月12日 江東信用組合）
- ・ 千葉県商工信用組合（平成14年8月19日 東京スター銀行、銚子商工信用組合）
- ・ 永代信用組合（平成14年9月17日 東京東信用金庫、昭和信用金庫）
- ・ 石岡信用金庫（平成14年9月24日 水戸信用金庫）

（注1）カッコ内は管理を命ずる処分が取り消された日及び受皿金融機関。

（注2）協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の概要等については〔参考 - 3〕参照。

4 . その他

(1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り

平成12年2月9日にニュー・LTCB・パートナーズ社と預金保険機構並びに日本長期信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中に新生銀行から預金保険機構が引き取った案件は64件で、債権額1,413億円、支払額1,229億円となっている。

平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループと預金保険機構並びに日本債券信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中にあおぞら銀行から預金保険機構が引き取った案件は23件で、債権額1,354億円、支払額1,181億円となっている。

(2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況

金融再生法施行（平成10年10月23日）以降破綻処理を行った金融機関における金融整理管財人・整理回収機構等による旧経営陣に対する責任追及の状況は、平成14年3月31日までの間に、銀行で民事提訴23件、刑事告訴・告発9件、信用金庫で民事提訴7件、刑事告訴・告発2件、信用組合で民事提訴40件、刑事告訴・告発18件、3業態の合計で民事提訴70件、刑事告訴・告発29件となっている。

平成14年4月1日以降9月30日までの間における旧経営陣に対する責任追及の状況は、信用組合で民事提訴5件となっている。

（注）破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況については、
〔参考 - 4〕参照。

預金保険機構による主な資金援助等の実施状況等

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等の際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中（平成14年4月1日から9月30日、以下同じ）で1兆7,354億円、これまでの累計で18兆1,944億円となっている。

このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で1兆1,084億円、これまでの累計で6兆9,404億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で6,270億円、これまでの累計で11兆2,540億円である。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、その財源は、金融機関からの保険料であり、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、その財源は、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債である。

（注）特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、特例業務勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属させることとなる。

(2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で5,968億円、これまでの累計で6兆1,682億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は特例業務勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

預金保険機構による金融再生法第53条に基づく健全金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で890億円（買取債権簿価6,901億円）、これまでの累計で1,439億円（買取債権簿価1兆9,935億円）となっている。

健全金融機関からの資産の買取資金は金融再生勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に貸付等を行っているものである。

(3) 優先株式等の引受け等

預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置法（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法による優先株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、政府保証付借入等で調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

（注）金融機能早期健全化法による優先株式等の引き受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）限りとなっている。

2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定

勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定においては、保険料（平成14年度の保険料率は特定預金0.094%、その他預金等0.080%）を金融機関から徴収しているほか、不足資金については、民間金融機関等からの借入れで賄っているところである。

政府保証付借入の残高

一般勘定の借入金残高は、平成13年度末で3兆1,178億円、平成14年9月末で3兆9,140億円となっている。

(2) 特例業務勘定

勘定の性格

特例業務勘定は、ペイオフコストを超える特別資金援助や破綻金融機関の資産の買取りに係る整理回収機構への貸付等の業務を経理することとされている。

特例業務勘定においては、平成8年度から平成13年度まで特別保険料（保険料率は0.036%）を金融機関から徴収し、不足資金については、民間金融機関等からの借入れで賄っている。

また、特例業務勘定においては、ペイオフコストを超える特別資金援助（金銭の贈与）の原資等に充当するため特例業務基金が設けられ、13兆円の国債が交付されている。

政府保証付借入の残高

特例業務勘定の借入金残高は、平成13年度末で3兆3,711億円、平成14年9月末で3兆4,002億円となっている。

交付国債の償還状況

特例業務勘定の特例業務基金に交付された国債(13兆円)の償還額の累計は、平成13年度末で9兆548億円、平成14年9月末で9兆6,492億円となっている。

(3) 金融再生勘定

勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付等の業務を経理することとされている。金融再生勘定においては、必要な資金を民間金融機関等からの借入れで賄っている。

政府保証付借入の残高

金融再生勘定の借入金残高は、平成13年度末で5兆2,656億円、平成14年9月末で5兆4,507億円となっている。

(4) 金融機能早期健全化勘定

勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定においては、必要な資金を民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

政府保証付借入等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成13年度末で8兆2,239億円（民間金融機関等借入金4兆6,239億円、預金保険機構債券3兆6,000億円）、平成14年9月末で8兆2,052億円（民間金融機関等借入金3兆3,452億円、預金保険機構債券4兆8,600億円）となっている。

（注）預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考〕参照。

公的資本増強行に対する取組

1 . 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成14年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、平成14年7月31日に報告内容の公表が行われた。
(注) 上記公表資料については〔参考 - 1〕参照。

2 . 経営健全化計画の見直しについて

- ・ 平成14年5月10日公表分
大和銀行、あさひ銀行、近畿大阪銀行の3行については、大和銀ホールディングス(平成13年12月12日設立)の下で再編・統合されることに伴い、また、中央三井信託銀行については、三井トラスト・ホールディングス(平成14年2月1日設立)の下で再編・統合されることに伴い、さらに、九州銀行については、親和銀行との統合により九州親和ホールディングスが設立(平成14年4月1日)されることに伴い、それぞれの経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成14年5月10日に公表された。
- ・ 平成14年8月9日公表分
北陸銀行、岐阜銀行については、公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされなかったことに伴い、それぞれの経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成14年8月9日に公表された。

(注) 上記公表資料については〔参考 - 2〕参照。